

## 主任技術者・（特例）監理技術者の配置 及び 専任について

### ○主任技術者

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請・下請、請負金額に関わらず、工事現場において施工の技術上の監理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。

### ○（特例）監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて（特例）監理技術者を配置しなければなりません。

### ○技術者の専任について

公共性のある工作物に関する重要な工事（請負金額 4,000 万円以上、建築一式工事においては、8,000 万円以上）に設置する主任・監理技術者は、特別な場合を除き工事現場ごとに専任（※）のものでなければなりません。

この場合、当該工事の現場代理人と兼務することはできますが、基本的に他工事（契約中のもの）の現場代理人、技術者と兼務することはできません。

また、専任の主任・（特例）監理技術者は、受注者と直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用関係が必要です。

※専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務のみに従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場へ滞在していること）を必要とするものではありません。